

課税課から

固定資産税についてのお知らせ

◆家屋を取り壊したときは

課税課までご連絡ください

固定資産税は、毎年1月1日現在において土地、家屋、償却資産を所有している方が、その存在する市町村に納める税金です。家屋を取り壊したときは課税課までご連絡ください。現地を確認の上、台帳から抹消させていただきます。

◆家屋を取り壊すと土地の税額が上がることも

なお、固定資産税は毎年1月1日に存在するものに課税されますので、家屋を取り壊しても、その年度は税金を納めていただくこととなります。

土地に一定の要件を満たす家屋がある場合、「住宅用地」に対する課税標準の特例が適用され、固定資産税が軽減されます。このため、要件を満たしていた家屋を取り壊すと



税金の軽減もなくなり、税額が上がることもあり、また、200㎡以下の部分は小規模住宅用地として税額の計算の

ととなる6分の1に軽減されます。また、200㎡を超える部分については（家屋の床面積の10倍まで）、課税標準額が3分の1に軽減されます。特例の適用は納付書と一緒に細書でご確認いただくことができます。

■お問合せ

課税課

☎0267(21)2213

農業者年金で 安心して豊かな老後を！

農業者年金は、農業者のための公的な積立年金です。20歳以上60歳未満の国民年金第1号被保険者である農業者の方（年間60日以上農業に従事）ならどなたでも加入できます。

◆農業者年金の特長

- ①自分が積み立てた保険料とその運用益により年金額が決まります。
- ②保険料は自由に選択でき（月額2万円から6万7千円まで）、全額社会保険料控除の対象となります。
- ③終身年金で、80歳まで保証が付いています。
- ④認定農業者など、一定の要件を満たす方には国の助成があります。

■お問合せ

農業委員会事務局

☎0267(21)2206

農林業の“今”を知り、“未来”へつなげる



なさんのお宅や会社などに調査員が調査に伺いましたら、ご協力をお願いします。

◆調査の流れ

- ①1月中旬頃から調査員が、農林業を営んでいるお宅や会社などを訪問し、協力を依頼するとともに、聞き取り調査により調査対象か否かを判定（※）します。

※耕地面積、飼育頭数などにより判定します。

- ②調査対象となった方には調査票が配布されますので、内容の記入をお願いします。
- ③記入いただいた調査票は、後日調査員が回収に伺います。また、インターネットで回答することもできます。

■お問合せ

企画課

☎0267(21)2181